

バリアフリー改修を行った場合、固定資産税を減額します

高齢者・障害者などが居住する、平成十九年一月一日以前に建てられた住宅（貸家を除く）について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、その住宅に係る翌年度分の固定資産税（百平方メートルまでを限度）を、三分の一減額します。

要件

①その住宅に六十五歳以上の方、介護保険において要介護および要支援の認定を受けている方、障害者が居住していること

②平成十九年一月一日以前から所在する住宅（貸家を除く）で、同年四月一日から同二十二年三月三十一日（水）までの間に行われた改修工事であること

③補助金や介護保険からの給付を除く工事費の自己負担が、三十万円以上であること

対象

①廊下の拡張②階段のこう配緩和③浴室の改良④トイレの

改良⑤手すりの設置⑥屋内の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化

申し込み

バリアフリー改修工事完了後、三か月以内に次の関係書類を添付のうえ、資産税課（本庁舎二階）にある「高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税減額申告書」を提出してください。

関係書類

- ①納税義務者の住民票の写し
 - ②改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容および費用の確認ができる物）
 - ③改修工事個所の写真
 - ④領収書（改修工事費用を支払ったことが確認できる物）
 - ⑤住宅改造補助金交付および介護保険給付金の決定（確定）通知書などの写し
 - ⑥前記要件①におけるそれぞれの区分に応じた書類
- ・六十五歳以上の高齢者Ⅱ住民票の写し
- ・要介護および要支援の認定者Ⅱ介護保険の被保険者証の写し
- ・障害者Ⅱ身体障害者手帳・療育手帳の写し

*なお、賃貸住宅は対象外（ただし、賃貸住宅の所有者みずからが居住する部分は対象）とし、新築住宅特例や耐震改修特例と同時に適用されません。また、一戸についてこの減額措置の適用は、一回限りです。

問い合わせ：資産税課家屋担当・TEL内線2368

退職者医療制度に該当する方は届け出をお願いします

退職者医療制度の適用について

退職者医療制度は、国民健康保険（国保）制度の健全な運営を図るため、退職被保険者本人と被扶養者の医療費の一部を社会保険制度からの交付金で賄う制度です。

市の国保に加入している一般被保険者で、次の対象要件のいずれかに該当する場合は、退職者医療制度の対象となります。年金証書を受け取った日から十四日以内に、国民健康保険課（本庁舎二階）・出張所・連絡所へ届け出をしてください。

対象要件

①厚生年金・共済年金など、老齢（退職）年金の受給者で、加入期間が二十年以上

②厚生年金・共済年金など、老齢（退職）年金の受給者で、加入期間が四十歳以降に十年以上

*ただし、①②共に老人保健該当者は除きます。

*被扶養者とは、退職被保険者本人と同じ世帯で、主に退職被保険者本人の収入により生計を維持する配偶者（内縁でも可）と三親等以内の親族です（老人保健受給者を除く）。

*退職者医療制度での国保税や医療費の一部負担金割合などは、一般被保険者と同じです。

職権による適用について

退職被保険者本人に該当し、届け出をしていない方について、厚生年金などの年金支払者からの報告により、退職者医療制度の対象要件が確認できた場合には、職権により退職被保険者への切り替えを行います。

ただし、退職者本人への確認や被扶養者認定の確認が必要な場合には、退職者本人の

届け出をお願いします。

職権により切り替えた方には、「退職被保険者証」を送付します。医療機関などで受診するときは、送付された「退職被保険者証」を提示してください。

問い合わせ：国民健康保険課 国保資格担当・TEL内線3824

幼稚園就園奨励費の申請を忘れずに

市では、平成十三年四月二日から同十六年四月一日生まれのお子さんが幼稚園に在園している保護者と、満三歳となったお子さんを幼稚園に途中入園させた保護者を対象に、「幼稚園就園奨励費」として保育料などの一部を補助しています。

申請書は、各幼稚園を通じて配付します。必要事項を記入して、幼稚園に提出してください。

詳しくは、教育財務課または各幼稚園にお尋ねください。

問い合わせ：教育財務課財務担当・TEL内線2835

